

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	1
○ 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）	4
○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）	8
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）	9

改正案	現行
<p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関すること。</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（行政管理局に置く課等）</p> <p>第三十六条 行政管理局に、次の二課及び管理官十人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>企画調整課 行政情報システム企画課</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第四十一条の二 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企</p>	<p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の庶務に関すること。</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務（独立行政法人評価分科会に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>（行政管理局に置く課等）</p> <p>第三十六条 行政管理局に、次の二課及び管理官十人（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>企画調整課 行政情報システム企画課</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第四十一条の二 企画課は、行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。</p> <p>（新設）</p>

画及び立案に関すること。  
二 政策評価審議会の庶務に関すること。

(政策評価課の所掌事務)  
第四十二条 政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削除)

(設置)

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価審議会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

(政策評価審議会)

第二百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ・ロ (略)

ハ 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を除く。)及び監視に

関する重要事項

二 前号イからハまでに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の規定に基づきその権限に属

(新設)

(政策評価課の所掌事務)  
第四十二条 政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務(独立行政法人評価分科会に係るものを除く。)に関する

(設置)

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価・独立行政法人評価委員会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

(政策評価・独立行政法人評価委員会)

第二百二十三条 政策評価・独立行政法人評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ・ロ (略)

(新設)

二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 独立行政法人通則法の規定(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六

させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか政策評価審議会に  
関し必要な事項については、政策評価審議会令（平成十二年政  
令第二百七十号）の定めるところによる。

附 則

（自治行政局市町村課の設置期間の特例）  
第十二条 自治行政局市町村課は、平成二十九年三月三  
十一日まで置かれるものとする。

条、国立大学法人法第三十五条及び総合法律支援法  
第四十八条において準用する場合を含む。）、行政  
機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法  
律第八十六号）第五條第四項（同條第六項において  
準用する場合を含む。）の規定及び総合法律支援法  
第四十二條第四項の規定に基づきその権限に属させ  
られた事項を処理すること。  
2 前項に定めるもののほか政策評価・独立行政法人評  
価委員会に  
関し必要な事項については、政策評価・独  
立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十  
号）の定めるところによる。

附 則

（自治行政局市町村課の設置期間の特例）  
第十二条 自治行政局市町村課は、平成二十七年三月三  
十一日まで置かれるものとする。

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行						
政策評価審議会令		政策評価・独立行政法人評価委員会令						
<p>（組織）</p> <p>第一条 政策評価審議会（以下「審議会」という。）は、委員七人以内で組織する。</p> <p>2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>（会長）</p> <p>第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（削除）</p>		<p>（組織）</p> <p>第一条 政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人をもって組織する。</p> <p>2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>（委員長）</p> <p>第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策評価分科会</td> <td>総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td>イ 政策評価（総務省設置法（平成十</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	政策評価分科会	総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。	イ 政策評価（総務省設置法（平成十	
名称	所掌事務							
政策評価分科会	総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。							
イ 政策評価（総務省設置法（平成十								

4	3	2	独立行政 法人 評価分 科会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）及び総合法律支援法第四十二条第四項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。	一年法律第九十一号）第四条第十六号に規定する政策評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項 ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項 二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。 三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。
4	3	2			

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4・5 (略)

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、分科会長が指名する。

4・5 (略)

(新設)

(議事)

第七条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務省行政評価局企画課において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、総務省行政評価局政策評価課において総括し、及び処理する。ただし、独立行政法人評価分科会に係るものは、総務省行政管理局企画調整課(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第三十六条の規定により総務省行政管理局に置かれる管理官が同令第三十九条の規定により命を受けて同分科会の庶務に関する事務を分掌する場合にあっては、当該管理官)において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（附則第3条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの）            第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、<u>政策評価審議会</u>とする。</p>	<p>（法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの）            第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、<u>政策評価・独立行政法人評価委員会</u>とする。</p>

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第4条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
(略)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p style="text-align: right;">附則 （他の政令の適用の特例）</p> <p>第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p style="text-align: right;">附則 （他の政令の適用の特例）</p> <p>第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)